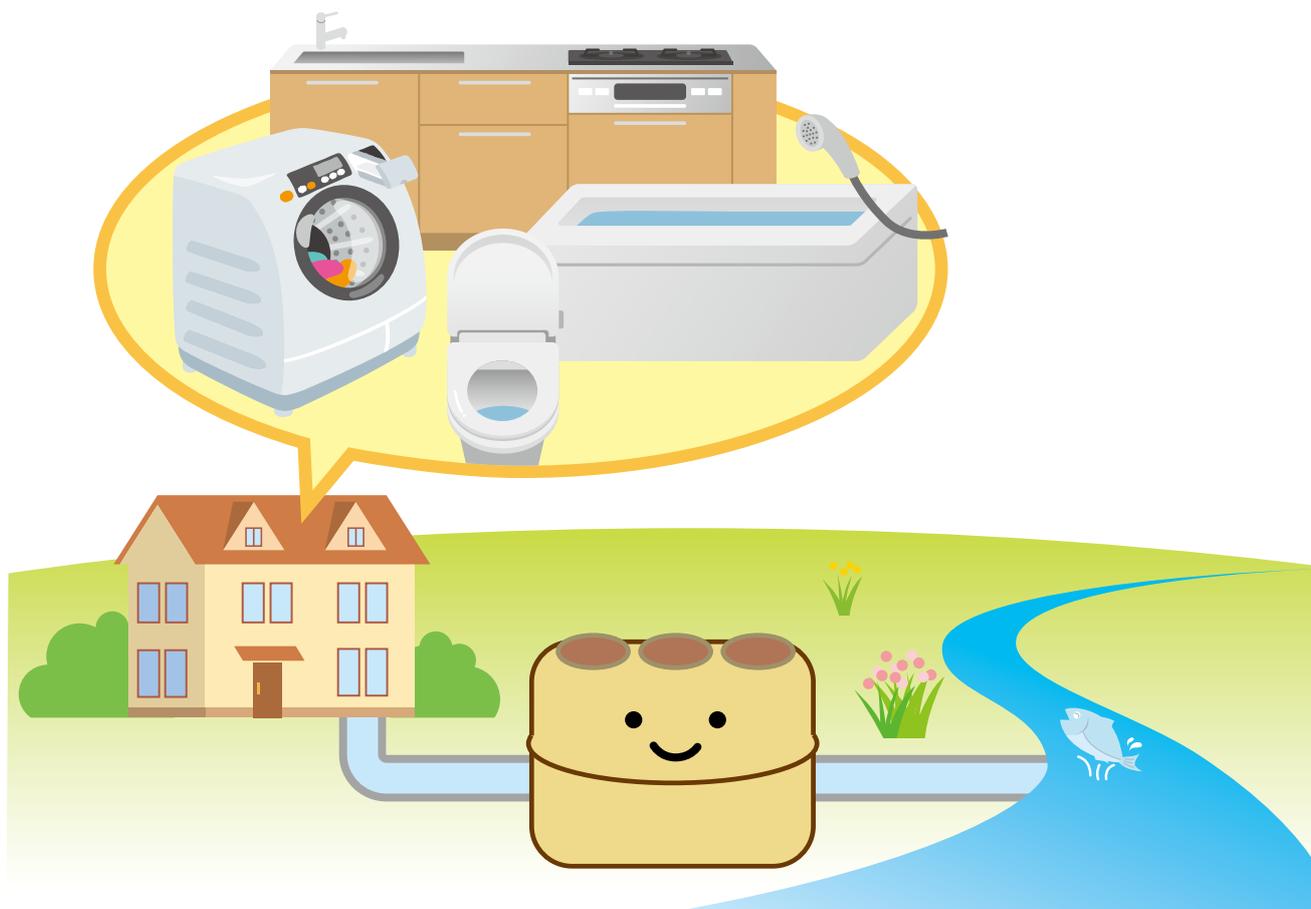


浄化槽をお使いのみなさまへ



浄化槽を正しく管理してきれいな環境を

浄化槽はトイレなどの排水をきれいにして流し、私たちに**快適な生活**を約束してくれます。

浄化槽で処理された水は側溝から河川へ流れていきますが、正しく維持管理しないと、その機能が十分に発揮されず、**悪臭の発生**や**河川・湖沼の汚れ**の原因となります。

郡山市では**浄化槽の維持管理の大切さ**を知っていただくため、浄化槽をお使いのみなさまが守るべき法律で決められた事項をこのパンフレットにまとめました。

よくお読みいただき、今後も**浄化槽を正しく管理**して、きれいな環境を守りましょう。



郡山市上下水道局



1 浄化槽管理者の維持管理とは

浄化槽を設置した方、もしくは使用している方が浄化槽管理者となります。

浄化槽管理者には、「保守点検」・「清掃」・「定期検査」の3つの守るべき事項があります。

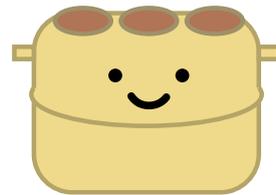
この「保守点検」・「清掃」・「定期検査」を合わせて維持管理と呼びます。

浄化槽法

第10条…保守点検、清掃

第11条…定期検査

保守
点検



浄化槽管理者

清掃

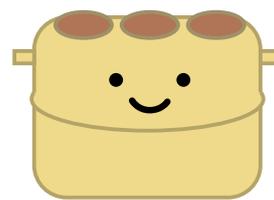
定期
検査

① 定期的に「保守点検」を実施していますか

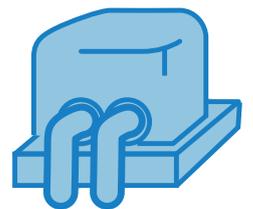
浄化槽のいろいろな装置が正しく機能しているかどうかをチェックし、常に良好な状態に保つため、浄化槽管理者は定期的に保守点検をする必要があります。保守点検は郡山市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。

保守点検の回数は浄化槽の大きさや処理方式により異なりますので、詳しくは保守点検業者にお問い合わせください。

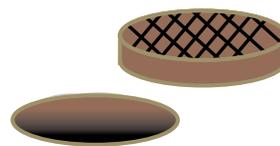
主な点検内容



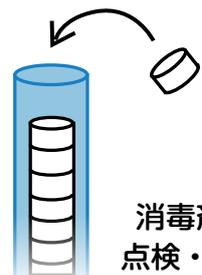
浄化槽の
機能の診断



ポンプや
モーター等の点検



汚泥の溜まり具合
清掃時期の判断



消毒剤の
点検・補充

郡山市浄化槽保守点検業者一覧



② 毎年「清掃」を実施していますか

浄化槽の中には汚泥等が徐々に溜まり、そのまま放置すると浄化槽の機能に支障をきたしてしまいます。そこで汚泥等の浄化槽からの引き抜きと、内部洗浄する作業が必要です。このような作業のことを清掃といいます。

浄化槽管理者は保守点検業者の助言に基づき、下記の浄化槽清掃業者に委託して毎年浄化槽の清掃を行ってください。



郡山市長許可浄化槽清掃業者

(有)青葉清興社	☎ 942-8718	郡山清興(株)	☎ 943-6620
(有)上石清興	☎ 944-5551	(有)第一清掃社	☎ 926-5751
(有)熱海清掃社	☎ 984-2570	大同特殊開発(有)	☎ 932-4031
(有)石川クリーン総業	☎ 922-2263	(有)高橋清掃社	☎ 946-7058
(有)大瀬清掃社	☎ 957-2485	中央清運(有)	☎ 922-9728
(有)協同清掃社	☎ 959-2719	(有)福島青興社	☎ 944-7353
クボタ環境衛生(株)	☎ 922-6312	富久山清興(株)	☎ 933-1334
(株)郡清産業	☎ 991-4600	郡山市エコ・サービス協業組合	☎ 924-3780
(有)郡山三栄社	☎ 945-1901	※市外局番は 024 です。	

③ 毎年「定期検査(11条検査)」を受けていますか

保守点検及び清掃等が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に発揮されているかを確認する検査で、毎年1回の実施が義務付けられていますので、指定検査機関に検査を依頼してください。

詳しくは指定検査機関にお問い合わせください。



参考：10人槽以下の定期検査の手数料
合併処理浄化槽…6,000円

(福島県知事指定検査機関) 公益社団法人 **福島県浄化槽協会**

(問合せ先) **浄化槽検査委員会 郡山支所**

郡山市朝日三丁目4番7号

☎ **024-933-3840**



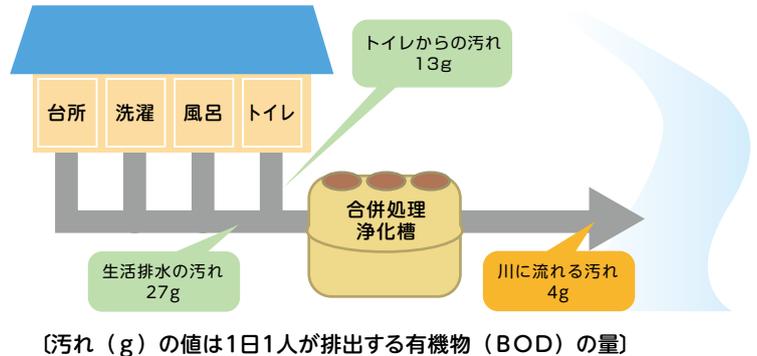
2 浄化槽の種類

浄化槽にはトイレ・台所・お風呂や洗濯で使われた生活排水を処理できる「合併処理浄化槽」と、トイレの排水だけを処理できる「単独処理浄化槽」があるのをご存じですか？

「合併処理浄化槽」

トイレの排水や台所・お風呂・洗濯などの生活排水すべてを処理します。

点検や清掃等の維持管理を十分に行えば、下水道処理と同程度の水質で放流することができます。

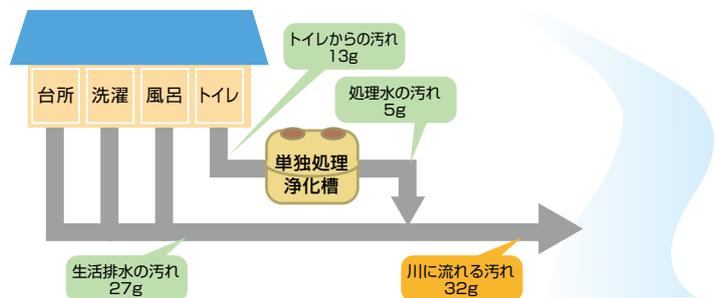


「単独処理浄化槽」

トイレの排水だけを処理します。

台所・お風呂や洗濯などの生活排水は処理できないため、河川等に流れる汚れは合併処理浄化槽の約8倍になります。

(2001年4月以降、新たな設置はできません)



※1 環境に優しい「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

※2 公共下水道供用開始区域内にある場合は、下水道への接続をお願いします。

郡山市下水道工事指定店一覧



浄化槽やこのパンフレットに関するお問合せは

郡山市上下水道局 営業課 浄化槽係

〒963-8016 郡山市豊田町1番4号

☎ 024-932-7666

郡山市のウェブサイトからも浄化槽の情報をご覧になれます。

アドレス：<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5529.html>



紙ヘリサイクル可

編集発行 / 郡山市上下水道局営業課